

第6章 約束手形・為替手形

手形は、額面金額を支払うことを約束する有価証券です。3級では、手形取引に関する仕訳を中心に学習しました。2級では、不渡手形、手形の更改、及び裏書譲渡・割引きにとまなう偶発債務の会計処理について学習します。

1. 3級の復習問題

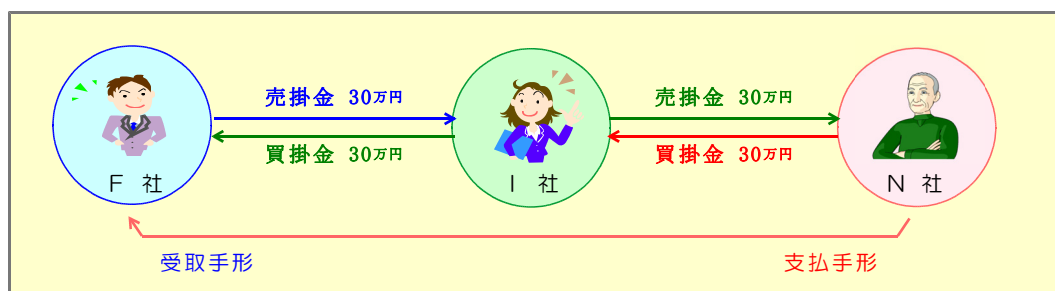
- (1) 御影商店より商品 300,000円を仕入れ、代金のうち 250,000円は同店宛ての約束手形を振り出し、残額は小切手を振り出した。

(借方)		(貸方)	

- (2) 京都商店に商品 300,000円を販売し、代金のうち 250,000円は同店振出の約束手形で受け取り、残額は小切手で受け取った。

(借方)		(貸方)	

- (3) F社は、I社に商品 300,000円を販売し、代金は、I社が振り出したN社を名宛人とする為替手形（N社引受済）を受け取った。なお、I社はN社に売掛残がある。



(F社の仕訳)

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

I社に掛け販売し、売掛金はN社が支払人となっている為替手形で回収した。

(I社の仕訳)

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

F社から掛け仕入れし、売掛残のあるN社を支払人とする為替手形を振り出した。

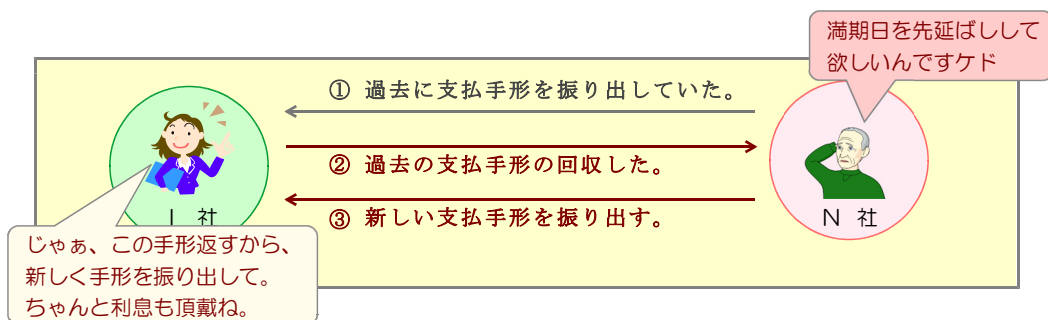
(N社の仕訳)

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

買掛残のあるI社振出の為替手形を引き受けた。

2. 手形の更改

手形の更改とは、手形代金の支払期日を延長する目的で、先に振り出した手形を回収し、新たに手形を振り出すことをいいます。延長期間分の利息が発生しますが、これを手形金額とは別に支払う場合と、新たに振り出す手形金額に含める場合とがあります。



2-1 期日延長に伴う利息を手形金額に含めない場合

資金難のN社は、I社に振り出した約束手形 80,000円を更改させてもらうことにした。その際、期日延長に伴う利息 2,000円を現金で支払った。

(N社)

(借方) 支払手形	80,000	(貸方) 支払手形	80,000
支払利息	2,000	現金	2,000

(I社)

(借方) 受取手形	80,000	(貸方) 受取手形	80,000
現金	2,000	受取利息	2,000

2-2 期日延長に伴う利息を手形金額に含める場合

資金難のN社は、I社に振り出した約束手形 80,000円を更改させてもらうことにした。その際、期日延長に伴う利息 2,000円は、新たに振り出す手形の額面金額に含めた。

(N社)

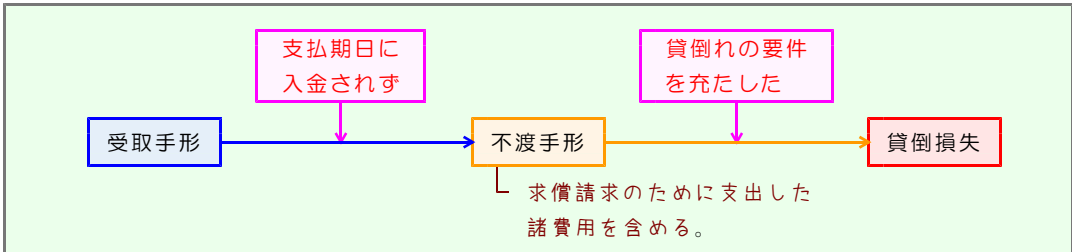
(借方)		(貸方)	

(I社)

(借方)		(貸方)	

3. 手形の不渡り

手形に記載された期日にお金を支払われなかったことを「不渡り」といいます。6ヶ月間に2度の「不渡り」を起こした会社は、金融機関との当座取引及び貸出取引が2年間禁止され、事実上の倒産に追い込まれることになります。本章では、不渡りを起こした会社の処理ではなく、自己が所持する手形が不渡りとなった場合の会計処理を学習します。



- (1) I社は、C商事から受け取ったC商事振り出しの約束手形 800,000円の満期日に手形代金が引き落とされず、不渡りとなった旨の通知を取引銀行から受けた。

不渡りの通知を受けた場合の仕訳

(借方)		(貸方)	
不渡りとなった手形を他の手形と区別するために、不渡手形勘定に振り替えます。			

- (2) C商事に償還請求を行ったが、その際の諸費用 10,000円を現金で支払った。

償還請求にかかる諸経費を支払った場合の仕訳

(借方)		(貸方)	
償還請求のための諸費用は、不渡手形勘定に含めます。			

- (3) 会社更生法による更生計画認可の決定があったため、C商事への債権を貸倒処理した。

手形金額を回収できなかった場合の仕訳

(借方)		(貸方)	
------	--	------	--

(参考) 貸倒損失を計上できるケース・・・覚える必要はありません。

区 分	原 因 と な る 事 実	貸倒損失額
法律に基づく決定	① 会社更生法による更生計画認可の決定 ② 民事再生法による再生計画認可の決定 ③ 会社法による特別精算に係る協定の認可の決定	切 捨 額
債権者集会の決定	④ 債権者集会の協議決定で合理的基準による負債整理	
書面による債務免除	⑤ 債務超過が相当期間継続し、弁済が不能	書面による債務免除額

- (4) C商事への償還請求の結果、手形金額 800,000円、償還諸費用 10,000円、及び遅延利息 5,000円を現金で回収することができた。

手形金額等を現金で回収できた場合の仕訳

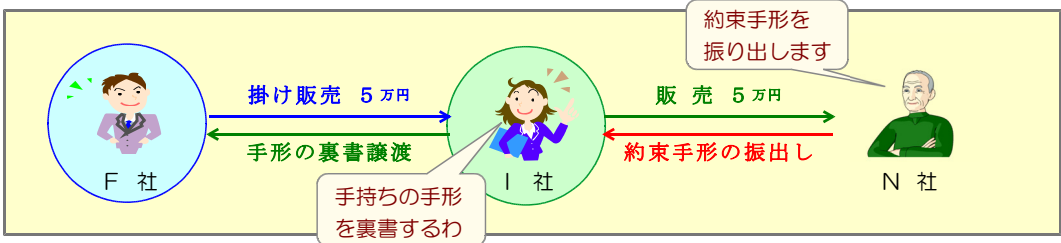
(借方)		(貸方)	
遅延利息は、受取利息勘定で処理します。			

4. 手形の裏書譲渡

手形は、支払期日にお金を受け取る権利を証券化したものです。約束手形でも為替手形でも、その所持人は、支払期日までであれば、その権利を他人に譲渡することができます。これにより、手持ちの受取手形を支払手段として利用することができるようになります。手形を譲渡する際に、手形の裏に、自分の住所と署名押印をしてから譲渡するため、「裏書譲渡」と呼ばれています。

4-1 3級の復習

I社は、F社に対する買掛金を決済するために、N社が振り出した約束手形 50,000円をF社に裏書譲渡した。



I社が手持ちの手形（N社振出）をF社に裏書譲渡したときの仕訳

(I社)	(借方) 買掛金	50,000	(貸方) 受取手形	50,000
------	----------	--------	-----------	--------

F社がI社に対する売掛金をN社振出の約束手形で回収したときの仕訳

(F社)	(借方) 受取手形	50,000	(貸方) 売掛金	50,000
------	-----------	--------	----------	--------

4-2 対照勘定法による記帳

F社が裏書譲渡を受けた手形が不渡となった場合、F社は、その手形を裏書譲渡したI社に手形代金を請求することができます。3級では学習しませんでした。I社がF社に裏書譲渡した時点で、I社は「偶発債務」を負ったことになります。偶発債務とは、現時点では現実の債務ではないが、将来、債務となる可能性のあるものをいいます。偶発債務には、手形の遡及義務、債務の保証、係争事件に係る賠償義務などがありますが、手形の遡及義務については、期中において備忘仕訳をしており、財務諸表に注記することになっています。

(1) I社は、F社に対する買掛金を決済するために、N社が振り出した約束手形 50,000円をF社に裏書譲渡した。

(I社)	(借方)		(貸方)	

(2) (1)の手形が満期日に無事決済された。

(I社)	(借方)		(貸方)	

(3) (1)の手形が不渡となったため、F社の請求に応じ、手形代金を現金で支払った。

(I社)	(借方)		(貸方)	

4-3 評価勘定法による記帳

偶発債務の記帳方法には、「対照勘定法」の他にも「評価勘定法」や「保証債務費用を計上する方法」があります。対照勘定法では、手形を裏書譲渡した際に、受取手形勘定を減額するとともに、偶発債務が生じたことを示す備忘仕訳を行いました。これに対し、評価勘定法では、手形を裏書譲渡した際に受取手形勘定は減額せずに、新たに「裏書手形勘定」を貸方に計上します。

対 照 勘 定 法			
受取手形			
50,000	50,000		
手形裏書義務見返		手形裏書義務	
50,000			50,000

評 価 勘 定 法			
受取手形		裏書手形	
50,000			50,000
ここを思い出せるようにしておこう！			

(1) I社は、買掛金を決済するために、手持ちの手形 50,000円（N社振出）を裏書譲渡した。

(I社)	(借方)		(貸方)	
------	------	--	------	--

(2) (1)の手形が満期日に無事決済された。

(I社)	(借方)		(貸方)	
------	------	--	------	--

(3) (1)の手形が不渡となったため、F社の請求に応じ、手形代金を現金で支払った。

(I社)	(借方)		(貸方)	

4-4 保証債務費用を計上する方法

保証債務費用を計上する方法			
受取手形			
50,000	50,000		
保証債務費用		保証債務	
500			500

受取手形5万円を期末保有している場合、将来の貸倒損失に備えて、例えば500円の貸倒引当金繰入額を費用計上します。これと同様に、手形を裏書譲渡している場合にも、将来の手形遡及義務実行にかかる損失に備えて500円の保証債務費用を見積計上します。

(1) I社はF社に対する買掛金 50,000円を決済するために、N社振出しの約束手形を裏書譲渡した。なお、保証債務の時価は500円（額面の1%）と評価された。

(I社)	(借方)		(貸方)	

(2) (1)の手形が満期日に無事決済された。

(I社)	(借方)		(貸方)	
------	------	--	------	--

(3) (1)の手形が不渡となったため、F社の請求に応じ、手形代金を現金で支払った。

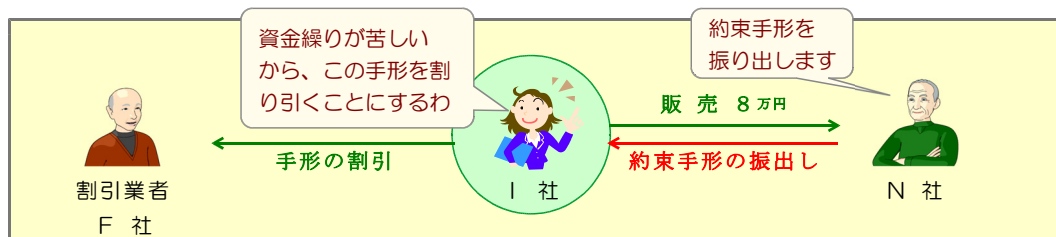
(I社)	(借方)		(貸方)	

5. 手形の割引き

急に資金が必要になったときなどに、手元にある手形を支払期日の到来前に現金に換金することがあります。手続きとしては、手元にある手形を手形割引業者や金融機関（銀行・信金）に裏書譲渡して、資金化します。この際、金利分だけ手取りは少なくなるため、手形売却損を計上することになります。

5-1 3級の復習

I社は、資金繰りが苦しいことから、手持ちの手形 80,000円（N社振出）を割引業者にて割引いた。この際、割引料 480円が差引かれ、現金 79,520円を受け取った。



I社が手持ちの手形（N社振出）を割引業者で割引いたときの仕訳

(I社)	(借方) 現金	79,520	(貸方) 受取手形	80,000
	手形売却損	480		

5-2 対照勘定法による記帳

手形の割引は、割引業者に対する裏書譲渡と同じですから、満期日にN社が支払を拒絶すると、I社は割引業者に手形代金を支払う義務を負うことになります。3級では学習しませんが、I社が割引業者で割引いた時点で、I社は「偶発債務」を負うことになります。この偶発債務の記帳方法には、裏書譲渡の場合と同様に、「対照勘定法」、「評価勘定法」、及び「保証債務費用を計上する方法」があります。

- (1) I社は、N社振出の受取手形 80,000円を割引き、割引料 480円を差引いた残額を当座預金とした。

(I社)	(借方) 当座預金	79,520	(貸方) 受取手形	80,000
	手形売却損	480		

- (2) (1)の手形が満期日に無事決済された。

(I社)	(借方) 手形割引義務	80,000	(貸方) 手形割引義務見返	80,000
------	-------------	--------	---------------	--------

- (3) (1)の手形が不渡となったため、F社の請求に応じ、手形代金を現金で支払った。

(I社)	(借方) 不渡手形	80,000	(貸方) 現金	80,000
	手形割引義務	80,000	手形割引義務見返	80,000

5-3 評価勘定法による記帳

対 照 勘 定 法		評 価 勘 定 法	
受取手形		受取手形	割引手形
80,000	80,000	80,000	80,000
手形割引義務見返		手形割引義務	
80,000	80,000		

- (1) I社は、N社振出の受取手形 80,000円を割引き、割引料 480円を差引いた残額を当座預金とした。

(借方)		(貸方)	

- (2) (1)の手形が満期日に無事決済された。

(借方)		(貸方)	

- (3) (1)の手形が不渡となったため、F社の請求に応じ、手形代金を現金で支払った。

(借方)		(貸方)	

5-4 保証債務費用を計上する方法

保証債務費用を計上する方法	
受取手形	
80,000	80,000
保証債務費用	
800	800

手形を割引いた場合に、その手形の支払期日に手形金額が引き落とされなければ、不渡による損失が生じます。この将来の損失を見積もり、800円の保証債務費用を見積計上します。従って、信用性の高い会社が振出した手形ほど、この費用は小さく見積もられます。

- (1) I社は、N社振出の受取手形 80,000円を割引き、割引料 480円を差引いた残額を当座預金とした。この際、額面の1%を保証債務にかかる費用として計上した。

(借方)	当座預金	79,520	(貸方)	受取手形	80,000
	手形売却損	480			
(借方)	保証債務費用	800	(貸方)	保証債務	800

- (2) (1)の手形が満期日に無事決済された。

(借方)	保証債務	800	(貸方)	保証債務取崩益	800
------	------	-----	------	---------	-----

- (3) (1)の手形が不渡となったため、F社の請求に応じ、手形代金を現金で支払った。

(借方)	不渡手形	80,000	(貸方)	現金	80,000
	保証債務	800		保証債務取崩益	800

第1問対策 仕訳問題(20点) 20分

次の各勘定科目群の中から最も適当と思われるものを選んで、下記取引の仕訳を行いなさい。

勘定科目群

現 金	当 座 預 金	受 取 手 形	約 束 手 形	売 掛 金
仕 入	貸 倒 損 失	不 渡 手 形	貸 倒 引 当 金	支 払 手 形
支 払 利 息	保証債務費用	保 証 債 務	当 座 借 越	売 上

1. H社は、T商事へ商品10,000円を販売し、代金のうち3,000円は、E商店振出し、T商事受取りの約束手形を裏書譲渡され、残額は当社を受取人とする、T商事あての為替手形を振り出し、同商事の引受けを得た。

(借方)		(貸方) 売 上	10,000
------	--	----------	--------

2. I商店に対する売掛金決済のために受け取り、後日、P銀行で割引いていた、同商店振出し、当店あての約束手形25,000円が満期日に支払拒絶された。同手形について、P銀行から償還請求を受けたため、期日後利息150円とともに小切手を振り出して決済した。当社はI商店に対して、25,150円を支払うよう請求した。

(借方)		(貸方) 当座預金	25,150
------	--	-----------	--------

3. 前期に償還請求をしていた不渡手形40,000円と償還請求費用2,000円のうち、10,000円は小切手で受け取ったが、残額は回収の見込みがないため、貸倒処理することにした。なお、貸倒引当金の残高は、25,000円である。

(借方)		(貸方)	

4. 資金繰りが苦しくなったため、当社振出しの約束手形100,000円について、手形の所持人であるF商会に対して手形の更改を申し入れ、同商会の了承を得て、旧手形を回収し、新手形を振出した。なお、手形の期日延長にかかる利息250円は小切手を振出して支払った。

(借方)		(貸方)	

5. F社から商品250,000円を仕入れた。代金については、手持ちのT商店振出、Y商店引受の為替手形100,000円を裏書譲渡し、残額の150,000円については、得意先であるK社あての為替手形を同社の引受を得て引き渡した。なお、手形の裏書譲渡に際しては、手形額面の5%を保証債務にかかわる費用として計上した。

(借方)		(貸方)	